

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会  
教育長 片山 則昭

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

丹波市教育委員会では、上記のことを踏まえ、兵庫県教育委員会の方針等を総合的に判断し、令和5年5月8日以降の対応について下記のとおり決定いたしました。

つきましては、学校では今後も基本的な感染対策に努めてまいりますので、今後の教育活動及びご家庭における感染対策について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、地域や学校の感染状況に応じて変更が生じることがあります。

記

1 変更する日 令和5年5月8日（月）から

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 5. 8～）」等を踏まえ、以下の対策を講じた上で教育活動を実施します。

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

(2) 地域や学校において、感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、  
・「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること  
・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること 等  
の一時的な措置を講じるようにします。

(3) 児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、以下の場面においては、引き続きマスクの着用を推奨します。

- ・登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合
- ・校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

(4) マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導します。

(5) 部活動においても、上記の内容を踏まえ、基本的な感染対策を行った上で実施します。

3 **ご家庭へのお願い**

(1) お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず登校を見合わせるようお願いいたします。(コロナ以前と同様、欠席扱いとなります。)

(2) お子様に新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。(季節性インフルエンザ同様、「出席停止」扱いとなります。)